

始



0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 1 2 3 4 5

特250

804

時產業合理局編纂

財務諸表準則

東京高陽書院

目

次

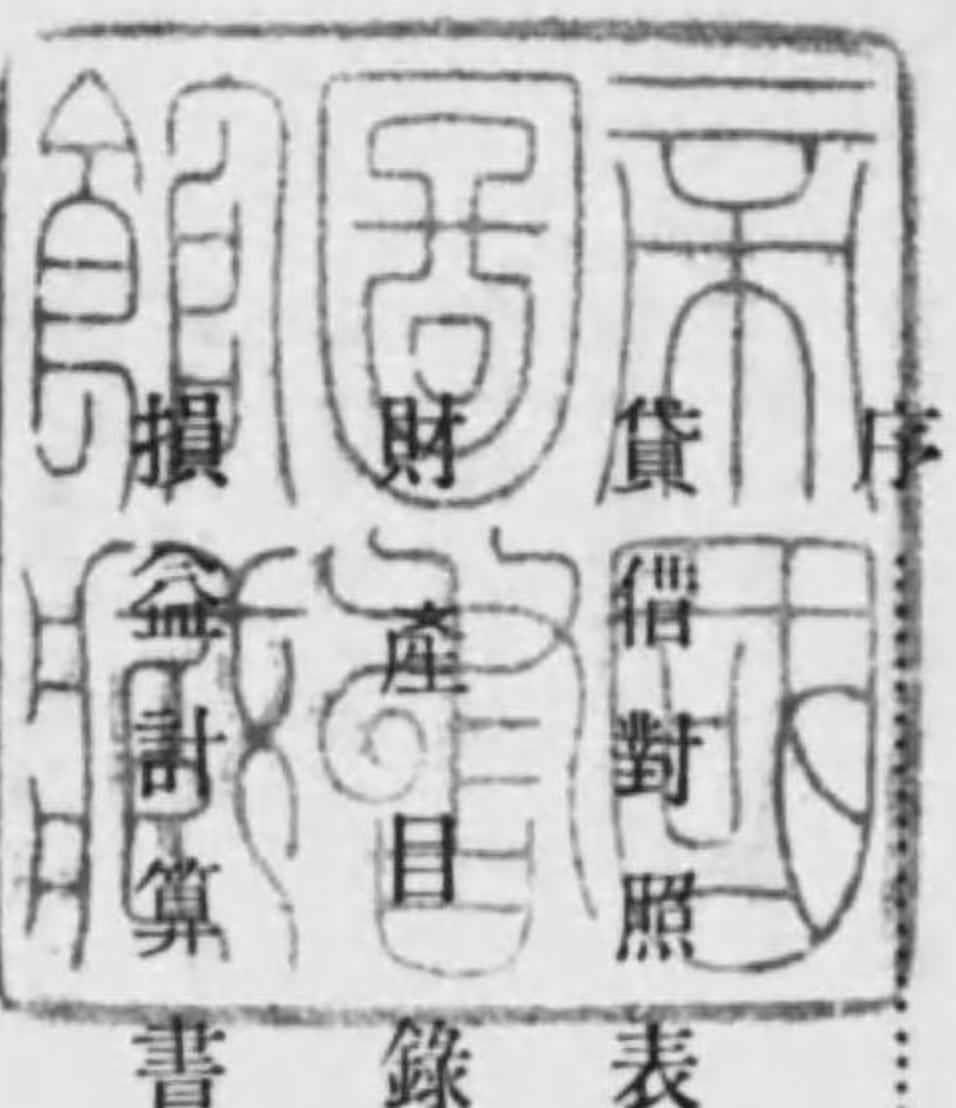


表
錄
書

一頁

五



二七

三五

序

決算に際して作成せらるゝ貸借対照表、財産目録及損益計算書は、事業會計を綜合集成したる結果を示すものにして、事業の經營状況を考究批判するに缺くべからざる資料なり。然るに銀行、保險、電氣、鐵道等の諸事業に付ては、各特別法規中に其の準則及雑形を定むるも、一般の事業に付ては此の種の據るべき基準なきが故に、世上行はるゝ此等の財務諸表は、千種萬態其の歸一する所を知らず或は簡略粗笨に失し、或は糊塗粉飾に流れ、其の内容の真相を把握することを得ざる底のもの少からず。斯くの如くにして其の經營の改善を期し、其の事業の發展を策するも、其の效果を擧ぐること固より至難なるのみならず、其の事業の投資者乃至債權者等に往々不測の損失を及ぼすことあるは世上其の例に乏しからず。即ち此等の財務諸表を眞率明瞭に作成することの啻に私經濟上ののみならず國民經濟上亦忽諸に附すべからざる所以なり。

茲に於て昭和五年八月臨時產業合理局に財務管理委員會設置せらるゝや、先づ此等の財務諸表に據るべき基準を與ふる目的を以て、其の形式を整頓し、科目分類法を合理化し、科目名を單一ならしむる方針の下に之が準則及雑形の制定に着手し、其の一應議了したる未定稿に付、關係官署、民間經濟諸團體、主要銀行會社、學者其他關係諸方面に諮詢し、其の回答に基きて更に審議を重ねたる後、

新に臨時委員を加へて之を討議し、昭和九年八月遂に本確定準則及雑形を得るに至る迄滿四年、會議を開くこと前後百六十二回に及びたり。(尤も此の間固定資産減價償却、資産評價及原價計算の諸問題をも併せ審議せり。是等の問題に付ては既に未定稿を得、近く之を確定する筈なり。)

貸借対照表の様式は、英吉利、獨逸等に於ては、之を法規に依り一定す。我國の現情を以てしては將來は兎に角として、直に本準則及雑形に準據すべきことを法規に依り強制することは、是非の論議を免れず。然れども苟も公正に事業を經營し、其の堅實なる發展を計らんとする者は、自ら進んで之に準據することに何等遲疑すべき理由を發見せざるべきを信す。即ち汎く之を江湖に推奨し之が普及を希望して已まざる次第なり。

昭和九年九月

臨時産業合理局長官 町 忠 治

臨時産業合理局財務管理委員會（イロハ順）

會 長
委 員

明	田	小	原	石	東	五	太	間	永	魚	波	鈴
石	中	畑	口	山	十	嵐	瀬	田	原	邊	木	
三	耕	源	嵐	原	五	哲	傳	田	良	銕	島	
男	照	太	亮	賢	直	伸	太	三	雄	藏	吉	
郎		之						郎	三	郎	三	
郎								郎	助	平	吉	

臨時委員

貸 借 對 照 表

貸 借 対 照 表

第一 總 説

- 一、本準則に定むる貸借対照表は商法第二十六條の規定に依り、決算に際して作成すべき貸借対照表に付之を定む。其の他の場合に於ける貸借対照表も、之に準じて作成する可とす。
- 二、本準則は株式會社に於て株主總會に提出すべきものに付之を定む。商法第百九十二條第二項の規定に依り公告するものも亦事情の許す限り之と同一たるべし。
- 經營の参考に供するもの又は特殊の目的を有するものは、科目分類の精粗其の他に於て、便宜に從ひ作成することを得。
- 株式會社以外のものも亦本準則に準據すべし。但し其の資本勘定は後に掲ぐる九二に定むる所に依る。
- 三、附屬雑形は工業(第一號表)と商業(第二號表)とに付其の様式を示す。其の他の事業に在りても之に準じて作成すべし。但し貸借対照表に付法令に特別の規定ある事業に付ては此の限に在らす。
- 四、附屬雑形は種々の場合に適用するの便宜を考慮して作成したるものなるに依り、具體の一企業

に適用するには不適當なる科目あるべく、又第一號表と第二號表とに依り科目同一ならざるものあるも、此等は必要に應じ適宜取捨選擇すべきものとす。兩表の何れにも存せざる科目は本準則の定むる所に依るべく、其の定むる所なきものは營業の特異性に鑑み之を設定することを得。

五、各種の財産又は資本を整理する科目は、種類、構造、性能、目的等の標準に依りて之を區別設定し、名稱は其の實體を明示するものたることを要す。無體資產を有體資產に併合し、負債と資本との區別を曖昧にするが如きことは之を避くべし。尙資產は流動性、換金性及確實性に依り、負債は辨済の緩急性に依り、各之を區別すべし。

六、科目は資產、負債及資本の三種に之を大別し、資產及負債は更に左の如き綜合科目に之を分類す。

資產 (イ) 固定資產	(ロ) 投資	(ハ) 特定資產	(ニ) 作業及販賣資產	(ホ) 流動資產	(ヘ) 雜勘定
負債 (イ) 長期負債	(ロ) 短期負債	(ハ) 引當勘定	(ニ) 雜勘定		

資本は株式會社に在りては株主勘定とす。

七、財產の各科目の内容及價額に付ては、資產評價準則、固定資產減價償却準則、財產目錄準則及損益計算書準則の定むる所に依る。

八、二箇所以上の營業所を有する企業の貸借對照表は、其の各科目に付金額を綜合して計上すべし。

九、計理士をして監査せしめたるものは其の旨を附記すべし。

第二形 式

一〇、貸借對照表には「貸借對照表」なる標題、決算日及社名を記載すべし。更に第何期末と附記する可とす。

一一、貸借對照表は横書とし、アラビヤ數字を用ひ、摘要欄及金額欄を左右二欄に分ち、左側を借方右側を貸方と爲すを原則とす。

場合に依りては縦書とし、日本數字を用ひ、上段、下段又は前部、後部に分つも可なり。此の場合には上段又は前部を借方とし、下段又は後部を貸方とす。

借方に「資產」、貸方に「負債及資本」と附記することを得。

借方には資產の科目（場合に依りては資本勘定）を記載し、貸方には負債及資本勘定の科目を記載するものとす。

一二、金額欄の外に内説欄又は補助欄を設け、集計又は控除の計算を示すことは（第一號表）、其の内容を明瞭ならしむる所以なりと雖も、紙面を増大するの嫌あるを以て、之に代ふるに綜合科目の名稱及金額を別種の字體若くは別色を以て示し又は之に括弧を附し、控除科目の金額は之を摘要欄内

に記載することを得。(第一號表)

八

一三、資産及負債の各科目を掲げ、其の金額を合計し、資本勘定を其の次に記載して締切るべし。配列に付ては、資産は固定的のものより順次流動的のものに及び、負債は長期負債より短期負債に及ぶ固定性配列法に依るを可とす。

營業の種類に依りては、資産及負債を流動的のものより順次固定的のものに及ぶ流動性配列法に依るも亦可なり。但し雑勘定及保證債務は之を最後に掲ぐ。

第三 固定資産

一四、固定資産とは引續き營業の用に供することを目的とする資産を謂ふ。目的が投資に在る資産は、長期間之を所有するときと雖も、之を固定資産より除外す。

一五、固定資産は其の種類、構造等に依りて左の如く之を分つ。

(イ) 土地	(ロ) 建物	(ハ) 機械	(ニ) 設備	(ホ) 什器	(ヘ) 工具
(ト) 船舶	(チ) 軌道及車輛	(リ) 特許權	(ヌ) 商標權	(ル) 地上權	(ヲ) 營業權

事情に依り上記の科目は其の一、二を合併することを得。但し營業權、特許權等の無體資産は、之を有體資産に合併することを得ず。

一六、固定資産建設の爲め支拂ひたる假拂金又は前渡金は、之を「建設假勘定」とし、固定資産所屬の科目と爲すべし。

固定資産建設の目的を以て所有する材料は、之を作業又は販賣の資産に属する原料又は貯藏品と區別し、「建設假勘定」に加ふべし。

一七、建物、機械、設備等の金額は、其の取得原價より減價償却額を控除したものを計上す。償却累計(評價損を含む)は括弧を附して摘要欄内に之を註記すべし。

一八、營業権、特許權、商標權其の他の無體資産は、有償取得の場合に限り之を計上することを得。此の種の無體資産も亦有體資産と同じく毎期減價償却を行ふべし。

一九、營業の特殊性に依り前記の如き物件別と爲さずして、用途別又は所在地別に之を區分することを得。例へば發電設備、送電設備、配電設備等と爲し又は某製作所、某工場と爲すが如し。

事業の性質に依り物件別に計上し難き場合には、之を一括し「建設費」又は「興業費」なる科目を以て示すことを得。但し其の主要なる物件の名稱は、括弧を附して摘要欄内に之を註記すべし。

二種以上の事業を營む企業に在りては、各事業別に前記の方法に依り、其の固定資産の詳細を示すべし。

第四 投 資

二〇、長期に亘りて所有する資産なるも、營業直接の目的に非ずして、利殖、統制其の他の目的を以て所有するものは、之を投資として固定資産より區別す。

二一、投資は左の如く之を分つ。

(イ) 不動産 (ロ) 同系會社出資 (ハ) 同系會社勘定 (ニ) 關係會社有價證券 (ホ) 何々出資金
(ヘ) 有價證券 (ト) 貸付金 (チ) 金鑑信託

二二、營業の用に供せざる土地又は建物は、之を投資に屬する「不動産」とす。但し所有せるビルディングに付一部を營業に使用し他を賃貸するが如き場合に於ては、事情に依り之を固定資産と投資とに分つ。

二三、同系會社とは資本及支配の系統を同じくする會社を謂ひ、通俗に親會社、子會社、姉妹會社等と呼ぶもの之に當る。同系會社の株式又は社債は、「同系會社出資金」なる科目を以て之を示し、其の會社に對する營業上其の他の債權は、「同系會社勘定」なる科目を以て之を示すべし。

同系會社少き場合、金額の特に大なる場合等に於ては、會社別に之を示す可とす。

二四、同系會社以外の個人若くは組合の事業又は合資會社に對する出資金は、其の事業又は會社の名

稱を附記し、「何々出資金」なる科目を以て之を示すべし。

二五、取引關係の便宜上所有する他會社の株式又は社債は、「關係會社有價證券」なる科目を以て之を示すべし。

二六、同系會社、關係會社以外の株式、社債、公債、外國債等を長期に亘りて所有するときは、投資に屬する「有價證券」なる科目を以て之を示す。

有價證券投資を重要な營業と爲すものに在りては、「有價證券」なる科目を「國債」、「地方債」、「株式」、「社債」等に細別するを可とす。

二七、投資に屬する「貸付金」は、長期に亘る貸付金を示す。

第五 特定資産

二八、資產を營業上の資金と區別し、特定の目的にのみ用ふべく定めたるときは、之を特定資産とす。

二九、特定資產に屬する科目は、其の目的と資產の實體とを併せ示すべきものとす。其の例左の如し。

(イ) 引當勘定引當金錢信託 (ロ) 引當勘定引當有價證券 (ハ) 徒業員預り金引當有價證券

(ニ)自家保険積立金引當預金

三〇、特定資産を數箇の目的の爲めに設くるときは、「諸勘定引當預金」と云ふが如く概括して之を示すことを得。

三一、特定資産は之を左の三種に區別することを得。

- (イ)引當勘定に對する特定資產 例へば貸倒引當勘定又は納稅引當勘定の資金を特別に信託會社若くは銀行に預託し又は之を以て有價證券を買入るゝ場合にして、「引當勘定引當金錢信託」、「引當勘定引當銀行預金」又は「引當勘定引當有價證券」なる科目は、此の場合に於ける資産の實體を示す。
- (ロ)負債勘定に對する特定資產 例へば從業員預り金の資金を有價證券に投資するときは、「從業員預り金引當有價證券」なる科目を以て之を示す。
- (ハ)積立金勘定に對する特定資產 例へば自家保険積立金の資金を別口の預金と爲したときは、「自保險積立金引當預金」なる科目を以て之を示す。

第六 作業及販賣資產

三二、作業及販賣資產とは其の儘又は加工して賣却することを目的とする資產を謂ふ。工業に於ては作業資產又は作業及販賣資產と謂ひ、商業に於ては單に販賣資產と謂ふことを得。

營業の種類に依り此の種の資產が特に多種多様なるものは、各業種に應する適當なる科目を設定すべし。

三三、製造工業に於ける作業及販賣資產は、通常左の如く之を分つ。

- (イ)原料(又は材料) (ロ)貯藏品 (ハ)仕掛品 (ニ)製品 (ホ)副製品

三四、請負工事又は注文製作を主とする工業に於ては、作業資產は左の如く之を分つ。

- (イ)材料品 (ロ)半成工事

三五、賣買業に於ける販賣資產は、通常左の如く之を分つ。

- (イ)商品 (ロ)未着品 (ハ)積送品

製造工業に於ても「未着品」又は「積送品」なる科目を必要とする場合あるべし。

三六、「未着品」は運送の途上に在る買入商品に對して設定する科目にして、例へば荷爲替を引受けたるときに、一方「支拂手形」なる負債勘定を起すと共に、他方「未着品」なる資產勘定を起すが如し。

三七、「積送品」は他地方へ販賣委託の爲め積送せる商品(又は製品)に對して設定する科目とす。三八、「原料」、「貯藏品」、「製品」、「商品」等にして重要なものは、之を品種別に示すを可とす。

第七 流動資産

三九、流動資産は作業及販賣資産に非ずして、現金又は短期間に現金に換へ得る資産を謂ふ。

四〇、流動資産は左の如く之を分つ。

(イ) 現金 (ロ) 銀行預金 (ハ) 振替貯金 (=) 受取手形 (ホ) 買掛金 (ヘ) 未収入金
 (ト) 受託販賣立替金 (チ) 受託買付立替金 (リ) 有價證券 (ヌ) 短期貸付金

四一、「銀行預金」と「振替貯金」とは之を合併し、「諸預金」なる一科目を以て之を示すことを得。

四二、「受取手形」は商取引の結果として受入れたる手形上の債権を示す。但し貸付の性質を有する手形上の債権は、之を「短期貸付金」に加ふるか又は「手形貸付金」なる別科目に計上すべし。

四三、「賣掛金」は製品又は商品の賣上代金の未収額を示す。業種に依りては「得意先未収入金」なる科目を以て之に代ふることを得。

關係密接にして取引高大なる取引先に對する債権に付ては、其の氏名を以て科目と爲すことを得。

四四、「未収入金」は特に示されたる科目に屬せざる各種の未収入金を包括す。

四五、「受託販賣立替金」は商品の受託販賣に關して引受けたる荷爲替金、支拂ひたる引取費、販賣費等の立替金を示す。

「受託買付立替金」は商品の受託買付に關して支拂ひたる買入代金、包裝費、運賃等の立替金を示す。

四六、流動資產に屬する「有價證券」は、一時的投資の目的を以て所有する有價證券に對して設定する科目とす。

四七、流動資產に屬する「短期貸付金」は營業の關係上取引先に對して一時的に貸付けたる債権、例へば前貸金の如きものに對して設定する科目とす。

四八、同系會社に對する營業上の貸金は、之を投資に屬せしむ。(二二三參照)

第八 雜勘定(借方)

四九、雜勘定は前記各種の科目に屬せざる資產にして、假勘定、未決算勘定、繰延勘定等を含む。

五〇、「假拂金」は歸屬すべき科目の未定なる支拂金、内拂の性質を有する支拂金等を示す。其の科目又は金額確定したときは、直に之を適當なる科目に振替へ整理すべきものとす。

特殊の目的を以て爲したる「假拂金」には、其の目的を附記し、「何々假拂金」なる科目を以て之を示すを可とす。

貸付金の性質を有するものは、之を「假拂金」と爲すことを得す。

五一、係争事件に係り又は臨時事故に因り、處置未定なる支出又は資産の減損は、「未決算」なる科目を以て之を示す。其の損失たること判明したるときは直に之を損失に振替ふべし。

他會社又は他事業を買収したるときは、其の代金は一時「○○買收費」又は「○○買收勘定」なる科目を以て之を示すことを得。財産の引繼を爲したるときは、直に諸勘定に分割整理すべし。

五二、「代理店へ貸」は代理店の勘定戻にして債權となるものを示す。

五三、會社の役員又は職員に對する貸付金、立替金等の債權は、之を他の債權と區別し、「社内貸付及立替金」なる科目を以て示すべし。

五四、「未経過保険料」又は「未経過割引料」は、保険料又は割引料として支出せる金額中、次期以後の負擔と爲すべき部分を繰延べたるものと示す。此の種の科目の金額少にして且重要ならざることは、之を一括して「未経過費用」なる科目を以て示すことを得。

五五、「社債發行差金及發行費」は割引を以て發行したる社債の割引高及發行費を示す。此の金額を全部發行年度の損失と爲さざるときは、社債存續中の各年度に割當て之を償却すべきものとす。

五六、商法第百九十六條の規定に依り株主に配當したる利息は、「建設利息」なる別科目を以て之を示すべし。此の金額は開業後成るべく速に之を償却するを可とす。

五七、新事業の計畫又は新技術の採用の爲め準備として支出せる經費は、之を「開發費」なる科目を

以て繰延べ、資產に計上することを得。

五八、「廣告宣傳費」として支出せる金額中、其の支出の效果が一時的に非ずして、次期以後の賣上增加又は經費節約の原因を爲すもの又は設備若くは雑品として殘存するものは、之を評價して資產に計上することを得。但し其の評價は慎重に之を行ひ、空虚なる資產を計上するの結果とならざる様注意すべし。

五九、「創業費」は商法第二十二条第五號の規定に依る會社の設立費用を限度とすべし。但し創業に伴ふ附帶必要經費を之に加ふることも認められざるに非す。

「創業費」は繰延勘定として資產に計上することを得るも、短期間に之を償却すべし。

六〇、有價證券を貸付けたるときは、「有價證券」なる科目より「貸付有價證券」なる科目に帳簿價額を以て之を振替ふべし。

六一、保證金を差入れたるときは、「差入保證金」なる科目を以て之を示す。

有價證券を以て保證金に代用したるときは、「保證差入有價證券」なる科目を設け、「有價證券」なる科目より帳簿價額を以て之に振替ふべし。

他人より公社債を借受け之を保證金に代用して差入れたるときは、「保證差入有價證券」なる科目に其の額面を計上し、之に對應して「借受有價證券」なる負債科目を設くべし。

六二、他人より保證金の代用として受入れたる有價證券は、額面を以て「保管有價證券」なる科目に之を計上し、自己所有の有價證券と區別すべし。

第九 長期負債

六三、長期負債は長期の債務にして左の如く之を分つ。

(イ) 社債 (ロ) 借入金 (ハ) 同系會社勘定

六四、「社債」は額面を以て之を記載す。擔保附のものは擔保の種別を之に附記するを可とす。例へば「工場財團擔保附社債」の如し。

六五、長期負債に屬する「借入金」は、其の期日が次年度末以後に在るものと示す。

六六、「同系會社勘定」は同系會社よりの借入金及營業上其他の債務を示す。

第十 短期負債

六七、短期負債は短期の債務にして左の如く之を分つ。

(イ) 買掛金	(ロ) 銀行當座借越	(ハ) 支拂手形	(ニ) 未拂金	(ホ) 未拂工賃	(ヘ) 社債未拂金
(ト) 未拂配當金	(チ) 受託販賣未拂金	(リ) 受託買付前受金	(ヌ) 前受金	(ル) 短期借入金	

(ヲ) 商品切手 (ワ) 預り金 (カ) 従業員預り金 (ヨ) 預り保證金

六八、「買掛金」は仕入先に對する商品、原料其の他物品の買入代金の未拂額を示す。

六九、「支拂手形」は商取引の結果として生じたる手形上の債務を示す。但し借入の性質を有する手形上の債務は、之を「短期借入金」なる科目に加ふるか又は「手形借入金」なる別科目に計上すべし。

七〇、「未拂金」は特に示されたる科目に屬せざる各種の未拂金を包括す。「未拂工賃」、「社債未拂金」、「未拂配當金」、「未拂稅金」、「未拂利息」等特殊の未拂金は、其の性質を示す爲め之を別科目と爲すべし。

「社債未拂金」は償還期の到来せる社債の未償還額を示す。

「未拂配當金」は株主配當金の未拂額を示す。

七一、「受託販賣未拂金」は商品の受託販賣に關する賣上代金其の他の債務を示す。

七二、「前受金」は商品又は工事の手附金として受入れたる金額其の他之に類似する前受金を示す。

七三、短期負債に屬する「短期借入金」は、其の期限が次年度中に到来すべき借入金を示す。「銀行當座借越」は借越契約に依り借越となれる金額を示す。

七四、商品切手を發行したるときは、其の未回収額を「商品切手勘定」なる科目に計上すべし。

七五、「預り金」は營業上又は營業外の一時的預り金を示す。

従業員より預りたる貯金、積立金等の債務は、「従業員預り金」なる科目を以て之を示すべし。

七六、「預り保證金」は保證金として受入れたる金額を示す。

第十一 雜勘定(貸方)

七七、雜勘定は前記各種の科目に屬せざる負債にして、假勘定、未決算勘定、繰延勘定等を含む。

七八、「假受金」は歸屬すべき科目又は金額が未定なる受入金を示す。其の科目又は金額確定したるときは、直に之を適當なる科目に振替へ整理すべきものとす。

現金を以て返済する義務ある假受金は、之を「預り金」なる科目に計上し、「假受金」と爲すことを得す。

七九、「代理店ヨリ借」は代理店の勘定元にして債務となるものを示す。

八〇、「未経過受入利息」は受入利息中次期以後の利益と爲すべき部分を繰延べたるものと示す。此の種の繰延額は「未経過受入割引料」其他適宜の科目に依り又は一括して「未経過利益」なる科目を以て之を示すを得。

八一、「借受有價證券」は保證金の代用として他人に差入るゝ爲め借受けたる有價證券を示す。

八二、「預り保證有價證券」は保證金の代用として他人より受入れたる有價證券を示す。借方に於ける「保管有價證券」なる科目は之に對應す。

第十一 引當勘定

八三、引當勘定は特定の損失に對する準備にして、其の負擔が當該會計年度に屬し、其の金額が見積に依りて定められたるものと示す。

利益の留保、寄附金の受納等に依りて特殊の基金又は資金を設けたるときは、引當勘定に準じて之を處理すべし。

八四、引當勘定は目的とする損失の種類に依り之を左の如く分類す。

(イ) 特定せる資産の減價 例へば「減價償却引當金」、「貸倒引當金」の如し。

(ロ) 特定の損費 例へば「修繕引當金」、「納稅引當金」、「退職給與引當金」の如し。

(ハ) 特殊の危險に因る損害 例へば「自家保險引當金」の如し。

八五、引當勘定に相當する資產を營業資產より區別する場合に於ては、之を特定資產として示すべし。(二八一三一参照)

八六、固定資產の償却額は當該資產の金額より之を控除することを原則とするも、固定資產は原價又

は其の他の金額を以て示し、別に「減價償却引當金」なる科目に、其の償却額を計上することを得。

第十三 資本勘定

八七、株式會社に於ける資本勘定は、綜合科目を株主勘定とし、其の内訳科目は左の如し。

借方科目	(イ) 未拂込資本金	(ロ) 前期繰越損失金	(ハ) 當期損失金
貸方科目	(イ) 資本金	(ロ) 各種積立金	(ハ) 前期繰越利益金
			(=) 當期利益金

八八、「資本金」は公稱資本金額を示し、「未拂込資本金」は拂込未済額を示す。

優先株を發行したる場合に於ては、其の金額は普通株に依る資本金額と區別して之を計上すべし。

八九、「積立金」は會社が將來の損失填補其の他の目的を以て利益を留保したる金額を示し、其の目的に依り左の如く之を分つ。

(イ) 法定積立金	(ロ) 別途積立金	(ハ) 配當準備積立金	(=) 偶發債務積立金
(ホ) 自家保険積立金	(ヘ) 減債積立金		

九〇、「偶發債務積立金」は偶發債務の發生に因りて蒙るべき損失を填補する目的を以て利益を留保したものと示す。損失發生が適當に豫測せらるゝものに付ては、其の金額を推定し、之を特殊の「引當金」に計上するを可とす。

「自家保険積立金」も亦適當なる計算の存するときは、之を「自家保険引當金」と爲すを可とす。

九一、「當期利益金」又は「當期損失金」は特に之を明示し、前期より繰越したる利益金又は損失金と併合することを得ず。

九二、株式會社以外に在りては綜合科目を資本勘定とし、其の内訳科目は企業形態に依りて相違す。合名會社又は合資會社に於ける出資額は、「資本金」又は「出資金」なる科目を以て之を貸方に計上し、出資未済額は「出資未済」として之を借方に掲ぐべし。社員の數少き場合には、其の科目に社員の氏名を冠するを可とす。社員と會社との一時的貸借は、之を資本勘定に併合することを得ず。株式合資會社に於ける「社員出資金」は、之を「株金」と區別すべし。

合名會社、合資會社又は株式合資會社に於ける「積立金」、「繰越金」、「當期利益金」及「當期損失金」に付ては、株式會社に付定めたる所を準用す。

第十四 偶發債務

九三、保證債務又は手形裏書義務の如き偶發債務を有するときは、之を計上することを原則とし、保證債務、偶發債務等の綜合科目を設け、普通の資産及負債の次に、資本勘定の前に記載すべし。但し其の金額を金額欄に記入するときは、誤解を生じ易きを以て摘要欄にのみ記載すべし。

九四、他人の債務を保證したるときは、其の金額を「保證債務」なる貸方科目を以て示し、求償權あるものは其の金額を「保證債務見返」なる借方科目を以て示すべし。

九五、手形を割引に付したるときは、之に附隨せる償還義務を示す爲め其の金額を「割引手形」なる貸方科目を以て示し、求償權あるものは其の金額を「割引手形見返」なる借方科目を以て示すべし。

前項の場合に於て「受取手形」なる科目より割引額を減額せず、償還義務は「割引手形」なる短期負債に屬する科目を以て之を示し、求償權は「受取手形」の金額に含ましむることを得。但し此の場合に於ては「受取手形」なる科目に「内割引高何程」と註記して、此の關係を明にすべし。(第二號表参照)

九六、割引以外に因る手形の裏書は、「裏書義務」及「裏書義務見返」なる二科目を以て、保證債務に準じて之を計上すべし。

九七、先物買受の契約を爲したるときは、其の契約金額を「先物買受契約」(借方)及「先物買受契約未拂」(貸方)なる二科目を以て示し、先物賣渡の契約を爲したるときは、其の契約金額を「先物賣渡契約」(貸方)及「先物賣渡契約未收」(借方)なる二科目を以て示すべし。但し數年度に亘り賣價を特定せざる供給契約の如きは之を除外することを得。

九八、引渡済の請負作業若くは賣渡済の商品に對する各種の保證又は係争事件に係る賠償義務の如きものに對しては、適當なる引當金又は積立金を設くるを可とす。

所有せる未拂込株式の拂込義務に關して其の拂込が損失となるべき場合に於ては、之に對して引當金又は積立金を設くべし。

保證債務、手形割引、手形裏書義務等を偶發債務として示したる場合に於ても、之に因る損失の發生が豫測し得べき場合に於ては、之に對する引當金又は積立金を設くべし。

九九、其の他の偶發債務は、適宜前記の方法に準じて之を示すべし。

第十五 貸借對照表の綜合

一〇〇、二箇所以上の營業所を有する企業の貸借對照表の各科目を綜合するに當りては、次の整理を爲すべし。

- (イ) 各店間に於ける未達勘定の整理
- (ロ) 各店間に於ける賣買貸借に因る振替利益中未實現の部分の控除
- 一〇一、營業所が外國に存在し、當該國通貨を以て其の貸借對照表の金額を示したるものは、適當の換算率を以て之を換算したる後綜合の手續を爲すべし。但し換算差金は之を一般の損益と區別して

第一號表

第〇〇期末 昭和〇
〇〇工

借 方	金
固 定 資 產	4,696.50
土 建 物 及 設 備(償却累計691,400.00)	763.00
機 械(" 1,204,900.00)	1,342.20
工 具 及 什 器(" 211,000.00)	2,295.00
特 許 權(" 123,300.00)	213.90
商 標 權(" 3,400.00)	75.80
	6.60
投 資	2,512.20
同 系 會 社 出 勘 定 資 金	2,055.00
同 系 會 社 價 證 券	321.00
同 關 係 會 社 有 付	116.00
貸	20.20
特 定 資 產	1,304.60
自家保険積立金引當預金	372.00
引當勘定引當有價證券	580.00
從業員預り金引當有價證券	352.60
作 業 及 販 売 資 產	3,591.40
原 料 及 貯 藏 品	1,350.00
仕 製 副 品	580.00
製 品	1,205.00
掛 品	456.40
流 動 資 產	2,079.50
賣 未 受 短 銀 振 現	821.40
收 取 期 行 替	153.40
貸 付	385.60
預 貯	78.00
金	520.50
形	85.60
金	35.00
雜 勘 定	498.70
假 未 貸 開 社 保 保	25.00
未 用 損 益	5.40
經 付	14.00
發 行 差 額	6.50
債 證 管 球	80.60
拂 有 价 證 券	150.00
過 有 价 證 券	216.20
偶 發 債 務 見 返	
割 引 手 形 見 返	253,000.00
保 證 債 務 見 返	50,000.00
小 計	14,682.90
株 主 勘 定	4,000.00
未 拂 达 資 本 金	4,000.00
	18,682.90

一〇二、同系會社の貸借對照表を参考の爲め総合作成する場合の手續は、前記の総合手續に準するも
のとす。

明示すべし。

第一號表

第〇〇期末 昭和〇年〇月〇〇日 貸借對照表

○○工業株式會社

借 方	金 额	貸 方	金 额
固 定 資 產	4,696,500.00	長 期 負 債	2,870,000.00
土 地	763,000.00	○ 擔 保 附 社 債 價	1,300,000.00
建物及設備(償却累計691,400.00)	1,342,200.00	○ 擔 保 附 社 價	1,200,000.00
機 械	1,204,900.00	○ 擔 保 附 社 定	150,000.00
工具及什器	211,000.00	系 會 社 勸 定	220,000.00
特 許 權	123,300.00	短 期 負 債	2,086,600.00
商 標 權	3,400.00	買 未 未 支 前 從 社 預 未	755,000.00
投 資	2,512,200.00	付 手 工 手	184,000.00
同 同 系 系 關 保 會 會 有 價 證 金	2,055,000.00	拂 拂 受 頂	45,000.00
同 同 關 保 會 會 付	321,000.00	業 債 未 保 沒	354,000.00
特 定 資 產	1,304,600.00	引 當 勸 定	280,000.00
自家保險積立金引當預金	372,000.00	納 稅 引 當	370,000.00
引當勘定引當有價證券	580,000.00	退 職 引 當	55,500.00
從業員預引金引當有價證券	352,600.00	職 納 稅 引 當	35,000.00
作 業 及 販 売 資 產	3,591,400.00	金 金 金 金 金 金	8,100.00
原 料 及 貯 藏 品	1,350,000.00	雜 勸 定	594,400.00
仕 制 副 品	580,000.00	假 未 受 過 利	18,400.00
流 動 資 產	1,205,000.00	未 借 經 有 證	576,000.00
賣 未 受 短 銀 振 現 期 行 替	456,400.00	預 受 有 證	398,400.00
收 取 貸 入 手 付 預 貸	2,079,500.00	2,079,500.00	30,900.00
偶 發 債 務	821,400.00	偶 發 債 務	1,300.00
割 保 手 證	153,400.00	253,000.00	150,000.00
利 證	385,600.00	50,000.00	216,200.00
手 證	78,000.00	小 計	5,949,400.00
形 務	520,500.00	株 主 勸 定	12,733,500.00
手 證	85,600.00	資 法 别 定 途 保 準 緑	10,000,000.00
形 務	35,000.00	本 積 積 積 積 利	361,000.00
498,700.00	家 積 積 積 利	950,000.00	
25,000.00	當 期	372,000.00	
5,400.00	當 期	340,000.00	
14,000.00	當 期	86,900.00	
6,500.00	當 期	623,600.00	
80,600.00			
150,000.00			
216,200.00			
偶 發 債 務 見 返			
割 保 手 證	見 返 253,000.00		
利 證	債 務 見 返 50,000.00		
小 計	14,682,900.00		
株 主 勸 定	4,000,000.00		
未 拂 达 資 本 金	4,000,000.00		
	18,682,900.00		18,682,900.00

第二號表

第〇〇期末 昭和〇年〇月〇〇日 貸借對照表

○○商業株式會社

借 方		金 領	貸 方		金 領
固定資產			長期負債		
土 建 物	513,000.00		同系會社勘定		850,000.00
償却累計 848,000.00	1,697,000.00				
什 器	223,000.00		短期負債		
償却累計 211,000.00			銀行當座借越	156,000.00	
商 標 權	1,000.00		支拂手形	575,000.00	
償却累計 4,000.00			買掛金	456,800.00	
營 業 權	44,000.00	2,478,000.00	商品切手勘定	276,500.00	
償却累計 256,000.00			受託販賣未拂金	328,700.00	
投 資			受託買付前受金	137,000.00	
有價證券		587,600.00	預保證金	123,000.00	
			割引手形	852,000.00	
			短期借入金	320,000.00	3,225,000.00
特 定 資 產			引當勘定		
引當勘定引當金錢		400,000.00	貨倒引當金	41,100.00	
信 託			退職給與引當金	506,900.00	548,000.00
應 賣 資 產			雜 勘 定		
商 品	5,533,200.00		代理店等借	27,500.00	
未 積	125,000.00		假 受	46,000.00	
積 送	365,800.00	6,024,000.00	預 保 證 有 價 證 券	108,000.00	181,500.00
流 動 資 產			先 物 賣 買		
賣 掛 金	822,000.00		先物買受契約未拂		
受 託 販 賣 立 替 金	137,500.00		97,000.00		
受 託 買付立替 金	75,200.00		先物賣渡契約		
受 取 手 形	1,234,000.00		52,000.00		
內割引高 852,000.00			小 計	4,804,500.00	
銀 行 預 金	123,200.00				
現	17,600.00	2,409,500.00			
雜 勘 定			株 主 勘 定		
代 理 店 等 貸 金	59,000.00		資 本 金	8,000,000.00	
假 拂	8,800.00		法 定 積 立 金	756,000.00	
未 經 過 割 引 料	7,300.00		配當準備積立金	378,000.00	
貸 付 有 價 證 券	127,800.00		偶發債務積立金	264,000.00	
保 管 有 價 證 券	108,000.00	310,900.00	前期業越利益金	97,500.00	9,495,500.00
先 物 賣 買					
先 物 買 受 契 約					
97,000.00					
先 物 賣 渡 契 約 未 收					
52,000.00					
小 計		12,210,000.00			
株 主 勘 定					
未 拂 迟 資 本 金	2,000,000.00				
當 期 損 失 金	90,000.00	2,090,000.00			
		14,300,000.00			14,300,000.00

財
產
目
錄

財産目録

第一總説

- 一、本準則に定むる財産目録は商法第二十六條の規定に依り、株式會社が決算に際して作成すべき財產目録に付之を定む。株式會社以外のものも亦本準則に準據すべし。
- 二、附屬雑形は工業（貸借對照表第一號表に相當す）に付其の様式を示す。其の他の事業に在りても之に準じて作成すべし。但し財産目録に付法令に特別の規定ある事業に付ては此の限に在らず。
- 三、財産目録は決算當時に於ける資産及負債の明細書にして、貸借對照表中資本勘定を除きたる殘餘の科目を含むものとす。
- 四、「未拂込株金」は資本勘定に屬する科目なりと雖も、他日拂込を受くべき會社の權利を示すものなるを以て、之を財産目録に掲ぐべきものとす。但し普通の資産と其の性質異なる點あるを以て、別途に之を掲ぐべし。
- 五、保證債務其の他の偶發債務は之を負債に計上し、求償權あるものは見返勘定として之を資産に掲

ぐ。但し其の金額は共に摘要欄に記載するに止む。先物賣買の契約額に付亦同じ。

六、財産目録は資産及負債の各種類に付、現品又は證憑に照し、其の數量及金額を確めたる後之を作成すべし。

七、財産目録には資産及負債を成るべきべく、詳細に分類し、其の内容を示すべき説明又は附記を爲すべし。重要な科目にして其の内容の複雑多岐に亘るものは、別表に依り内譯目録を作成して財産目録の記載を簡約にすることを得。

八、資産及負債の各科目に附すべき金額は、貸借対照表に記載すべき金額と同一たるべきものとす。但し必要ある場合には之と異りたる價額を参考として説明に加ふることを得。

九、附屬雑形に示さざる科目の記載方法は、本準則に定むる所に準すべし。

第一形 式

一〇、財産目録には「財産目録」なる標題、決算日及社名を記載すべし。更に第何期末と附記するを可とす。

一一、財産目録は横書とし、アラビア數字を以て記載するを原則とするも、縦書とし日本數字を用ふるも亦可なり。

科目欄、摘要欄及金額欄の外に、事情に依り數量欄、單價欄、當期増減欄等を適宜設くべし。

一二、財産目録には資産の科目を前に、負債の科目を後に列記し、兩者の差額は之を「純財産」として負債の次に示す。「未拂込株金」は「純財産」の次に之を記載すべし。

一三、資産及負債の綜合方法並に其の配列の順位は、貸借対照表に於けると同一とすべし。

一四、綜合科目の金額は別種の書體若くは別色を以て之を示し又は括弧を附して之を記載し、内譯科目と區別するを可とす。

第三 資 產

一五、固定資産に付ては各種類毎に其の現在高の外、取得原價及償却累計を掲ぐべし。

償却済のもの又は寄附其他に依り無償にて取得したるものと雖も、營業の用に供し居るものは摘要欄に之を示すべし。

一六、土地、建物及設備に付ては其の所在地、坪數、用途及價額を記載すべし。

機械、工具及什器は用途別又は所在地別に分類して、各其の價額を記載すべし。

建物、設備又は機械にして重要なものに付ては、特に品名、點數等をも併せ掲ぐるを可とす。但し複雑多岐に亘る場合に於ては、詳細を内譯目録に譲り、本目録には之を一括して計上することを

得

一七、土地、建物、機械等は左の如く先づ所在地別に之を分ち、更に種類別に之を示すを可とす。

土地 ○○坪、○○坪、○○坪、○○坪、○○坪、○○坪、○○坪、○○坪、
建物 ○○坪、原價○○圓、償却累計○○圓、○○坪、○○坪、○○坪、
大阪工場 土地 ○○○坪、○○○坪、○○○坪、○○○坪、○○○坪、
建物 ○○坪、原價○○圓、償却累計○○圓、○○○圓、○○○圓

一八、固定資産を用途別に分ちて貸借対照表に示したる場合に於ても、其の各分類の内訳及金額を記載すべし。

固定資産を「一括し」、「建設費」又は「興業費」なる科目を以て貸借対照表に示したる場合に於ては、其の内容を適當に分類して示すべし。

一一、「同系會社出資」及「關係會社有價證券」に付ては社名、株式數、拂込額、價額等を掲ぐべし。
尙未拂込額あるものに付ては其の金額を之に附記すべし。

三、「同系會社勘定」に付ては會社名、勘定の種別、

〔有價證券〕一に付ては金額の外に其の種類、額面又は株式數及弗入額

「三、一有價證券」に付ては金額の外に其の種類、額面又は株式數及拂込額を記載すべし。但し其の種類多數に上るときは公債、社債及株式に大別して計上することを得。

有價證券に付したる金額が著しく市場價格と異なる場合に於ては、其の市場價格をも附記するを可とす。

一四、特定資産は各科目毎に其の内容を示すことを要す。信託預金又は銀行預金には信託會社名又は
銀行名を附記し、「有價證券」は投資に屬する「有價證券」(二三参照)に準じて其の詳細を示すべ
し。

二六、「賣掛金」、「未收入金」、「立替金」、「貸付金」、「受取手形」等の諸債権に付ては、主要なる種別、口數及金額を記載すべし。

二七、「銀行預金」に付ては預金種別及銀行名を記載すべし。但し銀行多數に上るときは其の預金額最大なるもののみを示し、其の他は行數を示すを以て足る。

二八、雜勘定に屬する科目には、各其の内容を示すべき説明を附記すべし。

二九、「創業費」、「開發費」、「社債發行差金及發行費」、「廣告宣傳費」、株主に配當したる「建設利息」等は、其の目的、當初の支出金額及償却累計を併せ記載すべし。
他の事業を買收する爲め支出せる金額は、「〇〇買收費」とし、當初の支出金額及整理済額を併せ記載すべし。

三〇、「差入保證金」に付ては差入先を附記し、「保證差入有價證券」に付ては差入先、證券の種類、額面等を示すべし。

三一、「保管有價證券」に付ては種類、額面、受入價額等を示すべし。

三二、「保證債務見返」、「賣渡契約未收」、「買受契約」等に付ては、其の説明及金額を摘要欄にのみ記載すべし。

第四 負 債

三三、「社債」及「借入金」に付ては起債額、償還額等を附記すべし。外國貨幣を以て契約せるものに付ては、其の換算金額の外に外國貨幣金額、換算率等を示すべし。

三四、負債は擔保の有無に依り之を區別し、擔保附のものには擔保の大要を附記すべし。

三五、「買掛金」、「前受金」、「未拂金」、「預り金」、「支拂手形」、「短期借入金」等に付ては、主要なる種別、口數及金額を記載すべし。

「銀行當座借越」は銀行別に之を記載すべし。

三六、引當勘定に付ては種別毎に引當の目的、用途等適當なる説明を附記すべし。

三七、雜勘定に屬する科目に付ては、各其の内容を示すべき説明を附記すべし。

三八、「保證債務」に關しては保證の種類、保證先等を明にし、其の金額は摘要欄にのみ記載すべし。「賣渡契約」及「買受契約未拂」も亦之に準ず。

第五 純 財 產

三九、資産の總額より、負債の總額を差引きたる殘額を「純財產」とす。

第三號表

第〇〇期末 昭和
○〇工

資			
固 定 資 產			
土	地	200坪	
東京市	事 業 用	200坪	
大阪市	"	1,500"	
京城府	工 場 豊 定 地	5,000"	
建 物 及 設 備			
東京本社	建坪	875坪	原價 3
大阪工場	"	2,565 "	" 1,6
			2,0
機 械			
大阪工場	原價	3,499,900.00	
工 具 及 什 器			
東京本社	原價	57,600.00	
大阪工場	"	367,300.00	
		424,900.00	
特 許 權			
○○關係(實施權)、何口、原價			
商 標 權			
○○用、何口、原價	10,000.00		
投 資			
同 系 會 社 出 資			
○○工業株式會社 株式	15,000		
○○製作株式會社 "	16,000		
○○製作株式會社 社債	額面		
同 系 會 社 勘 定			
○○工業株式會社 費掛金			
○○製作株式會社 貸付及假拂金			
關係 會 社 有 價 證 券			
○○株式會社 株 式	1,000株		
○○株式會社 新株式	1,500株		
貸 付 金			
何々工業所 工場財團抵當貸付金			
特 定 資 產			
自家保險積立金引當預金 ○○銀行定期			
引當勘定引當有價證券			
國 債 額 面 250,000.00	價		
地方債 "	370,000.00		
從業員預付金引當有價證券			
國 債 額 面 248,000.00	價		
地方債 "	152,000.00		

四〇、「未拂込株金」は「純財産」の次に之を記載し、株式の種類、一株の未拂込額、未拂込株數等を附記すべし。

第三號表

第〇〇期末 昭和〇年〇月〇〇日 財產目錄

○○工業株式會社

資產					
固 定 資 產					
土 地					4,696,500.00
東京市 事業用 200坪 價額 82,000.00					763,000.00
大阪市 " 1,500 " " 616,000.00					
京城府 工場豫定地 5,000 " " 65,000.00					
建 物 及 設 備					1,342,200.00
東京本社 建坪 875坪 原價 357,000.00 債却累計 125,200.00					
大阪工場 " 2,565 " 1,676,600.00 " 566,200.00					
2,033,600.00 691,400.00					
機 械					2,295,000.00
大阪工場 原價 3,499,900.00 債却累計 1,204,900.00					
工 具 及 什 器					213,900.00
東京本社 原價 57,600.00 債却累計 30,200.00					
大阪工場 " 367,300.00 " 180,800.00					
424,900.00 211,000.00					
特 許 權					75,800.00
○○關係(實施權)、何口、原價 199,100.00 債却累計 123,300.00					
商 標 權					6,600.00
○○用、何口、原價 10,000.00 債却累計 3,400.00					
投 資					2,512,200.00
同 系 會 社 出 資					2,055,000.00
○○工業株式會社 株式 15,000株(額面100圓内60圓拂込) 900,000.00					
○○製作株式會社 " 16,000株(" 50圓全額拂込) 700,000.00					
○○製作株式會社 社債 額面 455,000.00 455,000.00					
同 系 會 社 勘 定					321,000.00
○○工業株式會社會掛金 113,600.00					
○○製作株式會社貸付及假拂金 207,400.00					
關係會社有價證券					116,000.00
○○株式會社 株式 1,000株(額面50圓全額拂込) 45,500.00					
○○株式會社 新株式 1,500株(" 50圓内27.50拂込) 70,500.00					
貸 付 金					20,200.00
何々工業所 工場財團抵當貸付金					
特 定 資 產					1,304,600.00
自家保険積立金引當預金 ○○銀行定期預金					372,000.00
引當勘定引當有價證券					580,000.00
國債 額面 250,000.00 價額 242,500.00 (時價 247,500.00)					
地方債 " 370,000.00 " 337,500.00 (" 352,000.00)					
從業員預付金引當有價證券					352,600.00
國債 額面 248,000.00 價額 223,500.00 (時價 243,000.00)					
地方債 " 152,000.00 " 129,100.00 (" 131,200.00)					

作業及貯賣資產		3,591,400.00
原 料 及 貯 藏 品		1,350,000.00
大阪工場在品	783,000.00	
○○倉庫會社 ○○地倉庫寄託品	567,000.00	
仕 製 掛 品 品 大阪工場現在高		580,000.00
東京本社現在高	765,000.00	
大阪工場 "	440,000.00	
副 製 品 大阪工場現在高		456,400.00
流 動 資 產		2,079,500.00
賣 未 掛 金 ○○口		821,400.00
收 入 金		153,400.00
所有公債未收利息	68,000.00	
何々○○口	85,400.00	
受 短 期 貸 付 金 手形 ○○通		385,600.00
手形貸付 ○○口	57,000.00	
證書貸付 ○○口(有價證券擔保)	21,000.00	
銀 行 預 金		520,500.00
當座預金 ○○銀行 外何行	289,600.00	
○○預金 ○○銀行	230,900.00	
振 現 替 貯 金 現 在 高		85,600.00
金 手許現在高		35,000.00
雜 勘 定		498,700.00
假 拂 金		26,000.00
原料品購入代金前拂	18,000.00	
出張旅費假拂金	4,000.00	
其 他 何々	4,000.00	
未 經 過 保 險 料 火災保險料未經過分		5,400.00
未 貸 付 有 價 證 券		14,000.00
○○工業株式會社、○○省供託用、國債額面	15,000.00	
開 發 費 何々關係開發費支出高		6,500.00
社債發行差金 及 發 行 費	總額130,000.00	債却累計 49,400.00
保 證 差 入 有 價 證 券	○○省へ契約保證差入、國債額面	150,000.00
保 管 有 價 證 券	契約保證金トシテ受入保管高	216,200.00
國 債	額面 78,500.00	
地 方 債	" 63,700.00	
社 債	" 74,000.00	
偶 發 債 務 見 返	303,000.00	
割 引 手 形 見 返	253,000.00	
割 保 證 債 務 見 返	50,000.00	
資 產 合 計		14,682,900.00

負 債

長 期 負 債		
擔保附社債	大阪工場財團擔保 発行額1,500,000.00 内債還額 200,000.00	2,870,000.00
無擔保社債	" 2,000,000.00 " 800,000.00	1,300,000.00 1,200,000.00 150,000.00
借入金	70,000.00	
擔保附(物件何々)	80,000.00	
信用借 ○○口		
同系会社勘定		220,000.00
○○株式會社 買掛金	95,000.00	
○○株式會社 借入金	125,000.00	
短 期 負 債		2,086,600.00
買未拂	掛金 原料買入代金未拂○○口	755,000.00 184,000.00
工事費未拂○○口	132,600.00	
特許権使用料未拂○○口	51,400.00	
未支前從業員預り金	拂工手形○○通	45,000.00 354,000.00 280,000.00 370,000.00
職員勘定貯金	175,000.00	
職工 "	195,000.00	
社債未拂	拂金 當義社債未拂高	55,500.00
保証金 契約保證受入高○○口	35,000.00 8,100.00	
引當勘定		594,400.00
納税引當金		18,400.00
退職給與引當金		576,000.00
職員○○名及職工○○名ニ對スル分		
義勘定		398,400.00
假受金		30,900.00
借受公債及保管公債利札代り金	7,500.00	
従業員俱樂部預り金	18,600.00	
何々、	4,800.00	
未償過利益	貸付金前受利息○○口分	1,300.00
未償有價證券	保證差入用トシテ借受、國債額面150,000.00	150,000.00
預り保證有價證券	契約保證トシテ受入高○○口	216,200.00
偶發債務		303,000.00
割引手形	○○通	253,000.00
同系会社	○○工業株式會社銀行借入金保證	50,000.00
	負債合計	5,949,400.00
差引純財産		8,733,500.00
未拂込資本金		4,000,000.00
一株額面50圓、未拂込額20圓、200,000株		12,733,500.00

損
益
計
算
書

損益計算書

第一 總 説

一、本準則に定むる損益計算書は株式會社が決算に際して作成すべき損益計算書に付之を定む。株式會社以外のものも亦本準則に準據すべし。

二、附屬雑形は工業（第四號表）と商業（第五號表）とに付其の様式を示す。其の他の事業に在りても之に準じて作成すべし。但し損益計算書に付法令に特別の規定ある事業に付ては此の限に在らず。

三、損益計算書は業種と規模とに依り、著しく其の内容及精粗の程度を異にするを以て、其の様式は適宜之を變更することを得。但し其の作成法は本準則の趣旨に従ふべし。

四、損益計算書は損益發生の原因に依り、之を左の如く數個の區分に分割して示すべし。但し計算簡單なるものは、其の明瞭性を害せざる限り、區分を併合し又は全く區分を設げざることを得。

(イ) 工業に於ける區分

第一區分 製造原價計算

第二區分 賣上損益計算

第三區分 営業損益計算

第四區分 純損益計算

(ロ) 商業に於ける區分

第一區分 賣上損益計算

第二區分 営業損益計算

第三區分 純損益計算

二種以上の事業を營み又は副業を營む場合に於ては、各業の損益に付前記に準する區分を設くるを可とす。

以上の區分は工業及商業に於ける一般的標準を示したものにして、事業の性質と複雜性とに應じ更に多數の區分を設くるを可とする場合あるべし。

五、純損益處分計算は損益計算書の外なりと雖も、便宜上附屬雑形の一部として其の様式を示す。

第二形 式

六、損益計算書には「損益計算書」なる標題、當該營業期間を示す日附及社名を記載すべし。更に第

何期と附記するを可とす。

七、損益計算書は横書とし、アラビア數字を用ひ、摘要欄及金額欄を左右二欄に分ち、左側に損失の科目を、右側に利益の科目を掲ぐるを原則とす。但し縦書、日本數字を用ひて上段、下段又は前部、後部に分ちたる場合に於ては、從來の慣例に隨ひ上段又は前部に利益の科目を、下段又は後部に損失の科目を記載することを得。

八、綜合科目と内譯科目とを列記する場合に於て、金額欄の外に補助欄又は内譯欄を附設せざるときは、兩者を區別する爲め別種の字體又は別色を以て記載すべし。

第三 製造原價計算

仕掛け品総高	415,000.00	製品原價	5,521,000.00
原 料 消 費 高	3,621,000.00	副製品原價	421,000.00
工 特 別 別 挂	1,224,000.00	仕掛け品現在高	580,000.00
	328,000.00		
	934,000.00		
	<hr/>		<hr/>
	6,522,000.00		6,522,000.00

「原料消費高」は下の如く分ちて之を示すことを得。

原 料 総 高	1,251,200.00	原 料 現 在 高	1,152,000.00
原 料當期仕入高	3,521,800.00		

九、製造原價計算は當該期間に於て完成せる製品の原價を計算表示する區分にして、工業の損益計算書の第一區分を爲すものとす。

一〇、個別原價計算法を採用する工業に於ては、製造原價計算は上

一一、「原料消費高」は當該期間に於て製造の爲め直接消費したる原料費の總額にして、其の價額は仕入代價の外運賃其の他の仕入諸費を含むものとす。但し原價計算上別に定めたる價額あるときは、其の價額に依ることを得。

主要なる原料は品目別に之を示すを可とす。

原料の轉賣額は「原料消費高」に加へず、其の賣上損益は營業損益計算の區分（第三區分）に之を計上す。但し原料を轉賣すること多き工業に在りては、賣上損益計算の區分（第二區分）に其の賣上高と賣上原料原價とを示すを可とす。

一二、「工賃」とは製造作業に直接從事する者の賃銀を謂ふ。間接労働に從事する者の賃銀は之を「割掛費」とす。

一三、「特別費」とは原料及工賃以外の直接費を謂ふ。例へば設計費の如し。

此の種の費用の主要なるものは、費目別に之を掲ぐるを可とす。下受又は外注の費用は其の實情に鑑み、之を「特別費」なる科目に包含せしめ、「下受費」、「外注費」等の別科目に計上するか又は原料若くは工賃として處理すべし。

「特別費」に屬する費用なりと雖も特に重要ならざるものは、之を「割掛費」と爲すことを得。

一四、「割掛費」とは製品の原價を構成する間接費を謂ふ。附屬雑形には便宜之を一括して示したるも、各業種に適應する費目別にて表示すを可とす。

費目は「燃料費」、「電力費」、「修繕費」、「減價償却費」、「給料及工賃」、「消耗品」等の如く種類に依り又は「動力費」、「倉庫費」、「何々工場費」等の如く機能に依りて之を分つべし。

一五、「仕掛品現在高」は期末に存する仕掛品に係る原料、工賃、特別費及割掛費を含むものとす。但し割掛費は之を配賦せざるを可とする場合あるべし。

「仕掛品現在高」は現品に付製造の進行程度を調査し、原價計算其の他適當なる方法に依りて其の金額を算定すべし。

「仕掛品現在高」を見積るに際しては、豫想利益を加算することを得す。但し其の完成に長年月を要する請負作業又は注文製造を行ふ場合に於て、利益の見込確實なるときは此の限に在らす。

一六、「製品原價」とは當該期間に完成したる製品の原價合計を謂ふ。原價計算の制度無き場合に於ては、當該期間の製造費總額より「仕掛品現在高」及「副製品原價」を控除したる殘額を以て製造原價と看做す。

數種の製品を製造する場合に於ては、種類別に其の原價を示すを可とす。

一七、「原料消費高」に原價以外の價額を用ふる場合、労働副費を豫定率に依り「工賃」に加算する

商品及積送品販高	892,100.00
仕入費	1,755,900.00
計	2,750,900.00
賣上利益	121,300.00
	2,872,200.00

商品及積送品販高	2,069,800.00
商品及積送品現在高	802,400.00
	2,872,200.00

商品原價	xxxx
副製品原價	xxx
仕掛品現在高	xxx
高料却費	xxx
高料雜費	xxx
高料場	xxx
高料賃價	xxx
高料工減燃	xxx
	0000

商品原價	xxxx
副製品原價	xxx
仕掛品現在高	xxx
	0000

場合、「割掛費」を豫定率に依り製品原價に配賦する場合等に生ずる原價計算上の差額は、營業損益計算の區分に之を計上す。

一八、綜合原價計算法を採用する工業に在りては、製造原價計算區分の損失の部は、直接費と間接費とを區別せず、上記の如く費用の種類別に記載すべし。但し重要ななる費目は、之を一括し「工場雜費」として示すことを得。

一九、副製品が相當の價額に達するときは、之を適當に評價し、「副製品原價」として此の區分に計上し、其の賣上金は製品賣上に準じ賣上損益計算の區分に之を計上す。

前項の手續に依ることを要せざる場合に於ては、其の賣上金を「副製品收入」として此の區分の利益に計上し、以て製品原價を減額せしむべし。但し場合に依りては「雜益」として、營業損益計算の區分に之を計上することを得。

屑、原料容器其の他の賣上金は、副製品の賣上金に準す。

第四 賣上損益計算

二〇、賣上損益計算は當該期間に於ける製品、副製品又は商品の賣上に因る損益を計算表示する區分にして、工業の損益計算書の第二區分、商業の損益計算書の第一區分を爲すものとす。

二一、商業に於ける賣上損益計算の様式は、上記の甲式又は乙式に依る。

「積送品」は商品と區分して之を計上することを得。

二二、「仕入高」及「賣上品原價」は商品の仕入代價の外に仕入諸掛、手入費等の仕入諸費を含む。

仕入諸費は之を一括し又は適當に分類せる細目を以て仕入高（又は賣上品原價）より分割し、之と並記して示すことを得。

二三、販賣員口錢、販賣員給料、旅費、廣告費、廣告宣

(甲) 式

商品及積送品販高	892,100.00	商品及積送品賣上高	2,069,800.00
仕入費	1,755,900.00	商品及積送品現在高	802,400.00
計	2,750,900.00		
賣上利益	121,300.00		
	2,872,200.00		2,872,200.00

(乙) 式

賣上品原價	1,948,500.00	賣上高	2,069,800.00
賣上利益	121,300.00		
	2,069,800.00		2,069,800.00

傳費償却、荷造費、發送運賃、保險料、倉敷料、値引、割戻等の販賣費は之を一括して「販賣費」なる科目を以て又は各細目を以て別に示すべきものとす。但し前に掲ぐる二一の乙式に在りては、之を「賣上品原價」に加算することを得。

販賣費と營業費との區別明瞭ならざるものは、營業損益計算の區分に之を計上することを得。

値引又は割戻は場合に依り「賣上高」より之を控除することを得。

二四、棚卸に原因する損益は別科目を以て之を示す可とす。但し其の屬する區分は左の例に依る。

(イ) 評價損益は臨時損益として純損益計算區分に屬す。

(ロ) 保管中に生じたる物質的減損は賣上損益計算の區分に屬す。

(ハ) 見積賣上原價と實算原價との差額は營業損益計算區分に屬す。

二五、「賣上高」に付ては確定したる賣上高のみを計上すべし。試賣、返品契約等の條件附賣上にして確定するに至らざるものは、「賣上高」に之を計上することを得ず。

積送品に付ても賣上済の分のみを「賣上高」に計上し、賣上未済の分は前項に準じて之を處理すべし。

本支店間又は部門間の商品振替高は、之を「仕入高」及「賣上高」に加算することを得ず。

二六、工業に於ける賣上損益計算は左の様式に依る。

(二六の様式)

製品及副製品繰越高	3,231,000.00	製品及副製品賣上高	7,124,000.00
製品及副製品原價	5,942,000.00	製品及副製品現在高	3,667,400.00
販賣費	256,000.00		
計	9,429,000.00		
賣上利益	1,362,400.00		
	10,791,400.00		

(二七の様式)

原工割戻	xxxx	製品賣上高	xxxx
掛賣費	xxxx		
計	xxxx		
賣上利益	xxxx		
	△△△△		
	OOOC		

「繰越高」、「原價」、「賣上高」及「現在高」を製品と副製品とに區分して計上するも可なり。

二七、注文製造又は請負作業のみを行ふ工業に在りては、製造原價計算の區分と賣上損益計算の區分とを併合し、上記の如き様式を以て之を示すことを得。

第五 營業損益計算

二八、營業損益計算は賣上損益計算の結果を承け、製品又は商品の賣買に直接關係なき經常の損益を計上し、以て營業損益を計算表示する區分にして、工業の損益計算書の第三區分、商業の損益計算書の第二區分を爲すものとす。

二九、營業損益計算に屬する損益の科目を例示せば左の如し。

損失科目

- (イ) 營業費(又は總掛費) (ロ) 棚卸差損 (ハ) 貸倒債却 (ニ) 納稅引當損 (ホ) 從業員退職給與引當損
- (ヘ) 社債差金及發行費債却 (ト) 支拂利息及割引料 (チ) 雜 損

利益科目

- (イ) 賣上利益(賣上損益計算に於て損失を示す場合に於ては損失の側の最初に「賣上損失」として掲ぐ)
- (ロ) 受入手數料 (ハ) 受入利息及割引料 (=) 有價證券利息及配當金(其の他の投資利益) (ホ) 雜 益
- 經常の損益に屬する前記以外の科目は此の區分に計上すべし。
- 三〇、「營業費」又は「總掛費」に付ては給料、旅費、交際費、諸稅、固定資產減價償却の如き内訳の細目を併せて示すを可とす。

三一、商品、原料及製品の棚卸差損益にして製造原價計算又は賣上損益計算に計上せざるものは、此の區分に於て示すべし。但し臨時の評價損は純損益計算の區分に之を計上するを可とす。

三二、固定資產の減價償却に付ては、製造に關するものは製造原價計算の區分に之を計上し、一般營業に關するものは「營業費」の一部として此の區分の損失に之を計上す。但し營業權の償却及固定資產の臨時償却の如きは、純損益計算の區分に之を示すべきものとす。

三三、補助又は副營業に付特殊の部門を設けたるときは、附屬雑形に準する損益計算書を別に添附し、其の部門の純損益を此の區分に計上するを可とす。

第六 純損益計算

三四、純損益計算は營業損益計算の結果を承け、營業に直接關係せざる損益及臨時に發生せる損益を計上し、以て當該期間の純損益を計算表示する區分にして、工業の損益計算書に於ける第四區分、商業の損益計算書に於ける第三區分を爲すものとす。

三五、純損益計算に屬する損益の科目を例示せば左の如し。

損失科目

- (イ) 有價證券賣却損 (ロ) 原料(又は商品)評價損 (ハ) 固定資產賣却損 (=) 固定資產評價損

第四號表

第〇〇期

自昭和〇年
至昭和〇年
〇〇工製

第七 純損益處分計算

(イ) 債却債権取立益 (ハ) 有價證券賣却益 (= 有價證券償還益 (ホ) 固定資產賣却益
三六、特定の目的を有する引當金又は積立金を其の目的の爲め支出し、損益計算書に之を掲ぐる場合には此の計算區分に於て其の支出を損失と爲し、引當金又は積立金戻入を利益として計上すべし。
第七 純損益處分計算

三七、當期利益金は純損益處分計算に於て、前期繰越利益金に合算し、之を「積立金」、「株主配當金」、「役員賞與金」、「後期繰越利益金」等に處分すべし。當期利益金が前期繰越損失金より少なるときは、其の差額を「後期繰越損失金」として示すべし。

前期繰越損失金が存するときは、當期損失金を之に合算し「後期繰越損失金」として示すべし。

- (ホ) 創業費償却 (ヘ) 営業權償却 (ト) 火災、震災其の他の偶發損失
利益科目

第四號表

第〇〇期 自昭和〇年〇月〇〇日
至昭和〇年〇月〇〇日 損益計算書
○○工業株式會社
製造原價計算

損失	金額	利益	金額
仕掛品総消費高	415,000.00	製品原價	5,521,000.00
原工料費	3,621,000.00	副製品原價	421,000.00
特別掛費	1,224,000.00	仕掛品現在高	580,000.00
(内減価却)	328,000.00		
	934,000.00		
	<u>6,522,000.00</u>		<u>6,522,000.00</u>

賣上損益計算

製品及副製品総販賣小計	3,231,000.00	製品及副製品賣上高	9,130,000.00
製品及副製品原價	5,942,000.00	製品及副製品現在高	1,661,400.00
版 費	256,000.00		
〔賣上利益〕	9,429,000.00		
	[1,362,400.00]		
	<u>10,791,400.00</u>		<u>10,791,400.00</u>

營業損益計算

營業稅引當損	237,000.00	賣上入式配雜	利息益	當益
從業員退職給與引當損	18,400.00			1,362,400.00
支拂利息及割引料	102,000.00			23,600.00
社債差金及發行費價却	176,000.00			31,000.00
貸倒債却	10,000.00			3,000.00
	34,500.00			
	<u>577,900.00</u>			
〔營業利益〕	[842,100.00]			
	<u>1,420,000.00</u>			<u>1,420,000.00</u>

純損益計算

原有價證券評價損	164,800.00	營業利得	842,100.00
固定資產評價損	15,000.00	有價證券賣却益	30,000.00
固定資產賣却損	32,500.00		
	36,200.00		
	<u>248,500.00</u>		
〔當期純利益〕	[623,600.00]		
	<u>872,100.00</u>		<u>872,100.00</u>

純損益處分計算

法定積立金	31,500.00	當期利益金	623,600.00
主配(年壹割ノ割)	240,000.00	前期綠越利益金	86,900.00
	300,000.00		
	<u>43,000.00</u>		
役員賞與金	614,500.00		
	96,000.00		
後期綠越利益金	710,500.00		

第五號表

第〇〇期 自昭和〇年〇月〇〇日 至昭和〇年〇月〇〇日 損益計算書

○○商業株式會社
賣上損益計算

損失	金額	利益	金額
商品及積送品綠越高 仕入費	8,921,000.00	商品及積送品賣上高	20,698,000.00
販賣費	17,559,000.00	商品及積送品現在高	8,024,000.00
小計	1,029,000.00		
	27,509,000.00		
〔賣上利益〕	1,213,000.00		
	28,722,000.00		28,722,000.00

營業損益計算

營業費用	951,600.00	賣上利得	1,213,000.00
稅引當損	123,600.00	受入手數料	46,000.00
從業員退職給與引當損	25,400.00	受入利息及割引料	23,000.00
貨倒債却	47,800.00	有價證券利息及配當金	37,500.00
支拂利息及割引料	83,600.00	雜	6,500.00
雜	37,700.00		
小計	1,269,700.00		
〔營業利益〕	56,300.00		
	1,326,000.00		1,326,000.00

純損益計算

創業費用	5,000.00	營業利得	56,300.00
業權償却	15,000.00	償債還益	3,000.00
有價證券賣却損失	56,000.00	債權取立	2,700.00
建物商品火災損失	76,000.00	小計	62,000.00
	152,000.00	〔當期純損失〕	90,000.00
			152,000.00

純損益處分計算

當期損失金	90,000.00	前期綠越利益金	97,500.00
後期綠越利益金	7,500.00		
	9,7500.00		97,500.00

昭和九年十一月三日印刷
昭和九年十一月八日發行

編纂者 臨時產業合理局

發行者 東京市神田區小川町一ノ一

印刷所 東京市京橋區橫町二ノ七

印刷者 小松善作

發行所 高陽書院

東京市神田區小川町一ノ一

電話神田一七二〇三四番

電話東京九〇〇三四番

定價金十二錢
(二送
錢料)

財務諸表準則

終



本印刷物の寸法は商工省臨時産業合理化局工業
品規格統一調査会決定に保る「紙の仕上寸法
規格」(昭和六年二月十日)中のA列5番
(148mm×210mm)に準據したるものである。